

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、国の機関からスタートアップ等への補助金や委託費の支出機会を増やすため、**各省庁の特定の研究開発予算(特定新技術補助金等)の一定額がスタートアップ等へ支出されるよう、閣議決定により毎年度、支出の目標を設定している。**
- これについて、**令和8年度の目標を1444.2億円とする。**

「特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針（案）」（閣議決定）

【支出の目標】

スタートアップ等への支出（令和8年度目標） 1444.2億円

（参考：直近5か年度の支出目標）

令和7年度1408.8億円、令和6年度1406.7億円、令和5年度1066.2億円、
令和4年度546.2億円、令和3年度536.6億円

【支出の目標を達成するために必要な措置】

- 特定新技術補助金等の積極的な位置づけ
- 指定補助金等に準じた措置
 - ・ 申請手続きの簡素化・標準化
 - ・ 執行の柔軟化・弾力化
 - ・ 外部評価の活用
 - ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携等

【事業活動の支援において配慮すべき事項】

- 公共調達における受注機会の確保
- 研究開発成果の市場への普及等

指定補助金等の交付等に関する指針の改定について

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、国の機関からスタートアップ等へ支出される補助金や委託費が、スタートアップ等にとって使いやすいものになるよう、**各府省庁が統一的なルールで運用する補助金・委託費(指定補助金等)の指定基準や交付の方法等を規定する指針を策定している。**
- これについて、**各省の令和8年度の補助金・委託費等の改廃に基づく改定を行う。**

「指定補助金等の交付等に関する指針（案）」（閣議決定）

※令和3年策定、令和4年、令和5年、令和6年改訂

【指定補助金等の基準に関する事項】

- 交付対象（研究開発型スタートアップ等）
 - ①原則設立15年以内の中小企業者
 - ②事業を営んでいない個人（研究者等）
- 研究開発課題の設定等

【指定補助金等の交付の方法に関する事項】

- 多段階選抜方式の事業期間・事業規模
- プログラムマネージャーの能力と役割
- 申請手続の簡素化、執行の柔軟化等

【事業化の支援において配慮すべき事項】

- 入札参加機会の拡大
- 公共調達の実施(随意契約)
- メインコントラクターとのマッチング等

【指定補助金等の一覧】

- **指定補助金の追加：3件**
- **指定補助金の削除：2件**
- **補助金名称表記の適正化：2件**